

おokayama自動車要素技術共創コンソーシアム ワーキンググループ規程

制定 令和3年5月18日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、おokayama自動車要素技術共創コンソーシアム規約第10条に規定するワーキンググループ（以下「WG」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(WGへの参加・脱退)

第2条 WGへ途中参加を希望する者は、グループリーダー（以下「GL」という。）に申し出るものとし、GLはWGへの参加の可否を決定するものとする。

2 WGの参加者が脱退を希望するときは、脱退する30日前までにGLの承認を受けるものとする。

3 GLはWGの参加者に変更があった際には、遅滞なく運営委員会に報告するものとする。

(WGにおける知的財産権の取り扱い)

第3条 WGにおける知的財産権の取り扱いについては、本規程に添付される「ワーキンググループに係る知的財産と成果の取扱いに関するガイドライン」に基づき取り扱うものとする。

(WGの終了)

第4条 WGの目的を達成したとき、若しくはその他WGを終了する事由が生じた際には、WGを終了するものとし、GLは別に定めるワーキンググループ終了届を運営委員会に提出するものとする。

(経費の負担)

第5条 WGの検討に当たり経費負担が発生する際には、WG参加者で対応を協議して決定するものとする。

(疑義の決定)

第6条 本規程に定めのない事項又は本規程に定める事項に関する疑義等が生じた場合は、その都度、WGの参加者が協議して定めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年5月18日から施行する。